

山形広域環境事務組合職員定数条例

〔 昭和43年7月
共衛条例第4号 〕

改正 平成4年1月共衛条例第1号 平成7年2月山広環条例第5号
平成11年2月山広環条例第1号 平成15年2月山広環条例第2号
平成27年2月山広環条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、山形広域環境事務組合職員の定数を定めることを目的とする。

(平4条例1・一部改正)

(定義)

第2条 この条例で職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（臨時的に任用される職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、37人とする。

(平7条例5・一部改正、平11条例1・一部改正、平15条例2、
平27条例2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年1月改正)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月改正)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月改正)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月改正)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月改正)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。